

# 市からの連絡帳



## 税

### 市税、国民健康保険料(税)の休日納付相談窓口

時 9月26日(日)午前9時～午後4時  
 場 市税...納税課(田無庁舎4階)  
 国民健康保険料(税)...保険年金課(田無庁舎2階)  
 詳細は、納税課(市税) 保険年金課(国民健康保険料)までお問い合わせください。  
 納税課 ☎(☎460-9832)  
 保険年金課 ☎(☎460-9824)

### たばこ税手持ち品課税の説明会

～たばこの小売販売業者などの方は出席してください～  
 たばこ関連法令の改正に伴い、10月1日(金)からたばこの税率が改正されます。これによりたばこの販売業者(たばこの小売販売業者、卸売販売業者および特定販売業者)の方が10月1日午前0時に所持するたばこについて、たばこ税の手持ち品課税を行います。これらの方を対象に申告書の作成などについての説明会を開催します。  
 時 9月8日(水)午後1時30分～3時  
 場 市民会館  
 たばこの販売業者の方への説明会です。一般の方はご遠慮ください。車での来場はできません。  
 問 東村山税務署法人課税第1部門(☎042-394-6811)  
 市民税課 ☎(☎460-9826)

### 家屋を取り壊したとき

家屋を取り壊したときは、資産税課(田無庁舎4階)へご連絡ください。  
 また、表題登記がなされている建物を取り壊した場合は、不動産登記法により、所管の法務局に滅失の登記をすることになっています。  
 問 法務局田無出張所(☎461-1130)  
 資産税課 ☎(☎460-9830)

## 保険・年金

### 新たな高齢者医療制度のあり方についての公聴会

政府では後期高齢者医療制度の廃止により、新たな制度の検討を進めています。  
 そこで、皆さんの意見を幅広く反映できるよう、公聴会を開催します。

### 市政協力者に感謝状を贈呈

8月20日(金)に感謝状を次の方に贈呈しました。  
 \*井口資仁様  
 \*裏千家教授 折元宗和様  
 \*全国共済農業協同組合連合会 東京都本部長 大沼和男様  
 \*田中トシオ様  
 \*柚木敏孝様  
 秘書広報課 ☎(☎460-9803)



時 10月5日(火)午後1時～3時30分(開場正午から)  
 場 新宿文化センター(新宿区新宿6-14-1)  
 問 はがき・メール・ファックスのいずれかで、「高齢者医療制度公聴会」参加希望 開催地(東京都) 氏名(ふりがな) 郵便番号・住所 電話番号 職業 年齢を明記し、9月21日(火)(消印有効)までに、下記問い合わせ先へ(申込者多数の場合は抽選) 後日入場券を送付。  
 問 厚生労働省保険局高齢者医療課(〒100-8916千代田区霞が関1-2-2 ☎03-5253-1111 内線3198・FAX03-3595-3506・☎kochokai@mhlw.go.jp)  
 広域連合では、後期高齢者医療制度について、HP「東京いきいきネット」で情報提供を行っています。  
 HP <http://www.tokyo-ikiiki.net>  
 保険年金課 ☎(☎460-9823)

### 裁定請求書の事前送付

日本年金機構では、皆さんの年金加入記録を基に受給資格の確認を行い、60歳で受給権が発生する方(老齢基礎年金の受給資格を満たし、厚生年金保険の加入期間が12か月以上ある方)には60歳になる3か月前に、65歳で受給権が発生する方および60歳～64歳の方であってすでに受給権が発生しているが未請求である方には、65歳になる3か月前に裁定請求書をお送りしています。  
 年金の請求は、誕生日の前日からできますので、裁定請求書と同時に送付される「年金の手続きをされる皆様へ」に記載されている必要書類を用意し、年金の請求を行ってください。  
 裁定請求書の事前送付に関するお問い合わせは、年金事務所、またはねんきんダイヤルへ。  
 問 ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)  
 武蔵野年金事務所(☎0422-56-1411)  
 保険年金課 ☎(☎460-9825)

## 福祉

### 求ム!あなたの「ほっとけない!!」ほっとネット推進員懇談会

～ほっとネット推進員懇談会にご参加ください～  
 「ほっとネット推進員」とは、地域福祉コーディネーターと連携して地域課題の解決や地域の問題解決を

るしくみづくりに協力していただく方のことです。

この度、「ほっとネット推進員懇談会」を開催し、地域福祉コーディネーターがこれまでに地域の方から受けた相談をもとに、地域課題の解決に向けて皆さんと一緒に考えます。ほっとネット推進員に登録していない方も、ぜひご参加ください。

この事業は平成22年度から中部圏域(田無・保谷・泉・谷戸第二・本町小学校の通学区域)で、市が社会福祉協議会に委託して、試行的に開始しています。

時 9月10日(金)午後1時30分～4時  
 場 コール田無2階  
 問 ほっとネットステーション・地域福祉コーディネーター利光(田無町5-5-12田無総合福祉センター4階・☎497-4158・FAX466-3555) 生活福祉課 保(☎464-1311 内線2311)

### 都営交通無料乗車券の更新

身体障害者手帳 愛の手帳 被爆者健康手帳 戦傷病者手帳 所持者で、有効期限が平成22年9月30日の都営交通無料乗車券をお持ちの方は、9月1日(水)から更新ができます。

必要なもの 現在お持ちの無料乗車券、上記～のいずれかの手帳の手帳所持者は、手帳のほかに「健康管理手当証書」または「被爆者援護法第11条に規定する医療給付認定書」も必要です。  
 問 障害福祉課(両庁舎1階) 障害福祉課 ☎(☎464-1311 内線1561) 保(☎438-4035)

### 新しい⑩受給者証の交付

9月1日～平成23年8月31日まで有効の新しい⑩受給者証をお送りしました。更新により一部の方の負担者番号が変更されていますので、受診の際は必ず新しい⑩受給者証を医療機関などに提示してください(古い受給者証は障害福祉課へ返却してください)。  
 問 医療費助成を受けられる方は、身体障害者手帳1・2級(内部障害の方は3級を含む) または愛の手帳1・2度に該当する方

ただし、次の方は対象外です。  
 所得制限の基準額を超えている方(基準額は下表のとおり。基準額を超えた方には助成事由消滅通知書を送付済み)

医療保険未加入の方  
 生活保護を受けている方  
 公費により医療費が支給される施設に入所している方  
 65歳以上になってから身体障害者手帳や愛の手帳を取得された方  
 新規申請時65歳以上の方(都外からの転入者など、対象になる場合があります)

後期高齢者医療の被保険者で住民税が課税されている方

所得制限基準額  
 (平成22年9月1日～平成23年8月31日)

扶養親族の数	基準額
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円
4人	512万4,000円
5人	550万4,000円

障害福祉課 保(☎438-4035)

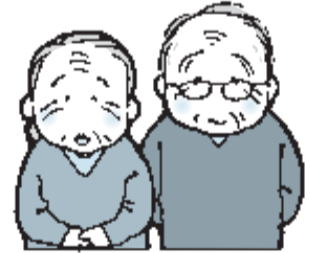
### 敬老金を贈呈

市では、対象となる高齢者の方々に、敬老と長寿をお祝いして敬老金をお贈りします。対象となられる方には、はがきをお送りします。

対象年齢	金額
77歳	昭和7年9月17日～昭和8年8月31日に生まれた方 1万円
88歳	大正10年9月17日～大正11年8月31日に生まれた方 1万円
100歳	明治43年4月1日～明治44年3月31日に生まれた方 5万円

◆敬老金贈呈日  
 各地区の民生委員または市職員が9月4日(土)～15日(水)に直接自宅へお届けします。  
 高齢者支援課 保(☎438-4028)

### 祝 100歳



## 外出を援助する自動車での移送サービス

### ◆ハンディキャプチャけやき号の運行(無料)

市内に住所があり、障害のため車いすを使用しなければ外出が困難な方および重度の視覚障害者を対象に、車いすのまま乗車できる自動車を運行しています。

要付き添い。利用条件、運行範囲などあり。  
 委託先受付電話(☎425-3153)

### ◆その他の移送サービス(有料)

ほかに、チェアキャブの運行、NPO法人による自動車での移送サービスもあります。

要会員登録。年会費、利用条件などあり。

問 社会福祉協議会(☎438-3770) 障害福祉課 保(☎438-4033)



車いすのままけやき号に乗車するようす